

只木ゼミ前期第2問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

1. 具体的符合説の採用は、処罰範囲の不当拡大を防ぐ(弁護レジュメ1ページ32行目)と主張するが、それは不当に故意の成立範囲を狭めることにならないのか。
2. Cに対して意思説、Bに対して具体的符合説を採用しており、CとBとで検討方法が異なるが矛盾しないか。